

# 第11次

# 愛媛県交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

～ 交通事故のない愛媛を目指して ～

愛媛県交通安全対策会議

# ま え が き

車社会の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から昭和40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

これに基づき、昭和46年度以降、10次にわたる愛媛県交通安全計画を作成し、国、県、市町、関係民間団体等が一体となって交通安全対策を実施してきた。

その結果、昭和47年に244人が道路交通事故で死亡し「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、令和2年中の死者数は48人と5分の1以下にまで減少し、数値目標の達成に至った。

これは、国、県、市町、関係民間団体のみならず県民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられる。

しかしながら、第10次愛媛県交通安全計画においては、死傷者数は、平成28年の5,394人から令和2年には2,719人と約5割減少し数値目標を達成したが、重傷者率を同規模県と比較すると、依然として厳しい状態で推移している。また、鉄道（軌道を含む。以下同じ。）においても、大量・高速輸送システムの進展の中で、ひとたび交通事故が発生した場合には重大な事故となるおそれが常にある。

言うまでもなく、交通事故の防止は、国、県、市町、関係民間団体だけでなく、県民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全で安心して暮らせる快適な愛媛を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

この愛媛県交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき陸上の交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この愛媛県交通安全計画に基づき、国の関係行政機関、県及び市町においては、交通の状況や地域の実態に即して、陸上交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

愛媛県交通安全対策会議

# 目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通の安全	5
第1節 道路交通事故のない愛媛を目指して	6
第2節 道路交通の安全についての目標	7
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	7
1 道路交通事故の現状	7
2 道路交通事故の見通し	8
II 第11次愛媛県交通安全計画における目標	8
第3節 道路交通の安全についての対策	9
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	9
〈重視すべき視点〉	9
(1) 高齢者及び子供の安全確保	9
(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	10
(3) 生活道路における安全確保	12
(4) 先端技術の活用推進	12
(5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	12
(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進	13
II 講じようとする施策	14
1 道路交通環境の整備	14
2 交通安全思想の普及徹底	30
3 安全運転の確保	42
4 車両の安全性の確保	49
5 道路交通秩序の維持	56
6 救助・救急活動の充実	57
7 被害者支援の充実と推進	61
8 研究開発及び調査研究の充実	65
第2章 鉄道交通の安全	69
第1節 鉄道事故のない愛媛を目指して	70
第2節 鉄道交通の安全についての対策	71
I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	71
II 講じようとする施策	71
1 鉄道交通環境の整備	71
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	72

3	鉄道の安全な運行の確保	72
4	鉄道車両の安全性の確保	74
5	救助・救急活動の充実	74
6	被害者支援の推進	74
7	鉄道事故等の原因究明と再発防止	74
8	研究開発及び調査研究の活用	74
第3章	踏切道における交通の安全	75
第1節	踏切事故のない愛媛を目指して	76
第2節	踏切道における交通の安全についての対策	76
I	今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	76
II	講じようとする施策	77
1	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	77
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	77
3	踏切道の統廃合の促進	78
4	その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	78